

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第794号

2016年（平成28年）4月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関する
ことに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供すること
に伴う本人通知の省略について（答申）

2016年（平成28年）3月25日付けで諮問（第794号）された生活保護
法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を
目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次
のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条
例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があ
ると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省
略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次
のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

神奈川県小田原警察署司法警察員から、刑事訴訟法第197条第2項に基づき
捜査のため、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。刑事
訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないこと
が義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に
該当するため、神奈川県小田原警察署司法警察員に生活保護受給者情報を目的外
に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に
基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

住所、氏名、生年月日、生活保護受給の有無、受給歴、担当ケースワーカーからの聴取（家族関係・就労収入・友人関係・通院歴・経過。これら以外の情報は提供しない。）

なお、照会書の照会事項の提供の必要性を確認し、生活保護受給証明書、生活保護申請に伴う申請書類及びその他参考事項については提供しないと判断した。

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県小田原警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県小田原警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県小田原警察署司法警察員に問い合わせたところ、「小田原市内の海岸で寝ている状態で発見され、搬送先の病院で死亡を確認。目立った外傷等無く、所持品から藤沢市で生活保護を受給していたことを確認。現在捜査中で過去の生活状況を把握することで事件性がないのかを確認したい」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が死亡しており当該死者と同視することが出来る一定の身分関係にあるものの特定が出来ないことから本人通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

- ア 捜査関係事項照会書
- イ 回答書（案）
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県小田原警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「小田原市内の海岸で寝ている状態で発見され、搬送先の病院で死亡を確認。目立った外傷等無く、所持品から藤沢市で生活保護を受給していたことを確認。現在捜査中で過去の生活状況を把握することで事件性がないのかを確認したい」とのことである。

また、実施機関では、当該情報が本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が死亡しており当該死者と同視することが出来る一定の身分関係にあるものの特定が出来ないことから本人通知を省略することとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上